

第2章 食中毒統計調査

1 調査の目的

食中毒統計調査は、食中毒の患者及び食中毒死者の発生状況を的確に把握し、食品衛生対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

食品衛生法第58条第1項の規定により医師から届出のあった食中毒患者・その疑いのある者・死者で、平成22年1月から12月までに発病し、平成23年3月31日までに厚生労働省医薬食品局に報告があったものを対象とする。

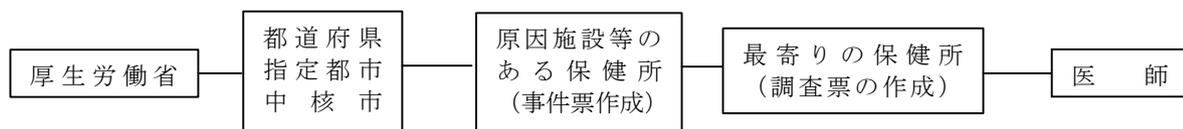
3 調査期間

平成22年1月1日から同年12月31日

4 調査の方法

医師から届出を受理した保健所長が、患者・死者・届出医師・関係業者・施設・食品等について調査し、食中毒調査票を作成する。

5 調査の系統



第3章 介護サービス施設・事業所調査

1 調査の目的

全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の介護予防居宅サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とする。

3 調査の時期

平成22年10月1日

4 調査事項

(1) 介護保険施設

開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等

(2) 居宅サービス事業所

開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査方法

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所等の管理者が調査票に記入する方式とした。

6 調査系統



※調査方法及び系統について

調査票の配付・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

7 用語の説明

(1) 介護保険施設

① 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

② 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

③ 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

(2) 居宅サービス

① 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

② 訪問入浴介護

居宅で浴槽を提供されて受ける入浴の介護

③ 訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話と診療の補助

④ 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、食事の提供その他の日常生活上の世話と機能訓練

⑤ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所で受ける心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

⑥ 短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練

⑦ 短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話

⑧ 認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練

⑨ 特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム等に入所する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話

- ⑩ 福祉用具貸与
日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与
- ⑪ 居宅介護支援
在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設入所が必要な場合は施設への紹介等を行う

第4章 医療施設調査・病院報告

医療施設調査

1 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の沿革

この調査は、昭和23年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和28年に統計法（昭和22年法律第18号）に基づき医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）を定め、指定統計（第65号）となった。

昭和47年までは毎年調査していたが、昭和48年に医療施設調査規則の改正を行い、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和50年から3年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和56年までは12月末現在で調査していたが、昭和59年からは10月1日現在で調査している。

3 調査の種類、期間及び期日

(1) 静態調査

静態調査は、3年に1回、全国の医療施設を対象に行う全数調査であり、直近では平成23年に実施している。（結果の公表については、平成24年度）

(2) 動態調査

静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、平成22年調査は平成21年10月1日から1年間の調査結果である。

4 調査の対象

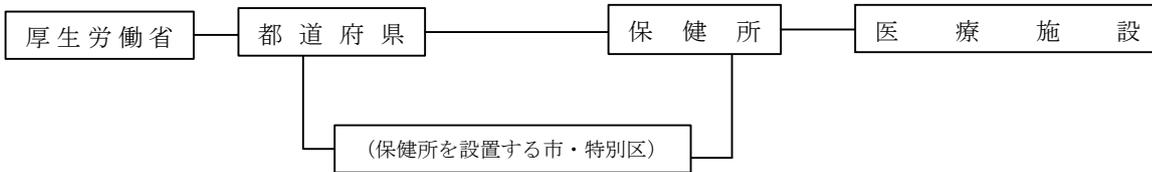
- (1) 静態調査は、現在開設しているすべての医療施設である。
- (2) 動態調査は、開設・廃止等のあった医療施設である。
- (3) 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

5 調査の事項

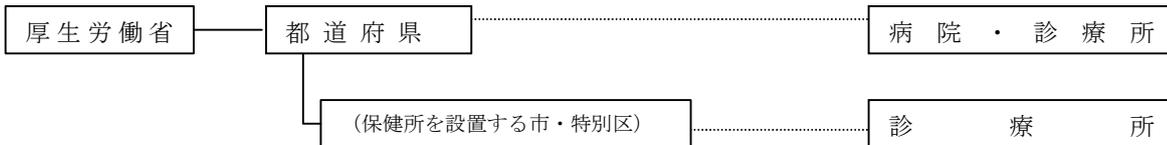
施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の状況、その他関連する事項。

6 調査の方法及び系統

(1) 静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。



(2) 動態調査は、開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出する。



病院報告

1 報告の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の沿革

この報告の前身は、昭和20年10月に発足した「病院週報」であるが、昭和23年6月に週報から月報に改めるとともに、同年11月に医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和24年より医療法に基づく報告とした。

昭和29年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査とし、更に昭和48年からは医療法施行規則の改正により従事者票を追加し、平成10年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めることとしている。

なお平成13年3月からの報告の根拠は医療法施行令（昭和23年政令第326号）となった。

3 報告の種類、期間及び期日

- (1) 患者票（毎月報告） 平成22年1月1日～12月31日
- (2) 従事者票（病院のみ 年1回報告） 平成22年10月1日現在

4 報告の対象

全国の病院（患者票、従事者票）、療養病床を有する診療所（患者票）

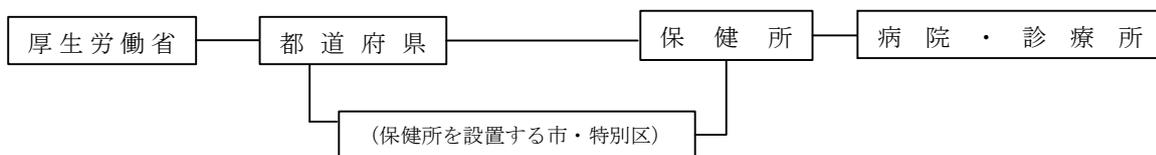
5 報告の事項

- (1) 患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
- (2) 従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦師等の数

6 報告の方法及び系統

(1) 患者票 病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働省大臣に提出する。

(2) 従事者票 病院の管理者が作成し、厚生労働省大臣に提出する。



解 説

1 利用上の注意

- (1) 平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、「伝染病院」は廃止され、「伝染病床」は「感染症病床」に改められた。
- (2) 平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床」（療養型病床群を含む）は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15年9月から病床の種別は「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」に改められた。また、平成18年1月から「療養病床」の内訳として「介護療養病床」が追加された。
- (3) 各統計表における率の算出には、総務省統計局の「平成22年国勢調査人口等基本集計結果（総人口）」を用いている。（広域健康福祉センター及び市町村別の人口については、「統計表」－「第1章人口動態統計」－「第1節人口」－「第1-1-3表」を参照）

2 用語の説明

(1) 医療施設の種類

① 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

② 一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

③ 歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

① 精神科病院

精神病床のみを有する病院

② 結核療養所

結核病床のみを有する病院

③ 一般病院

上記以外の病院（平成10年までは伝染病院も除く）

④ 地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第4条）

⑤ 特定機能病院

高度の医療の提供、医療技術の開発、高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、そのような病院として適切な人員配置、構造設備等を有する病院として厚生労働大臣が承認した病院（医療法第4条の2）

⑥ 臨床研修病院

医師法第16条の2に規定する臨床研修指定病院として厚生労働大臣の指定を受けている病院及び医育機関

⑦ 老人病院

特例許可老人病棟又は老人病棟を有する病院

(3) 病床の種類

① 精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床

② 感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床

③ 結核病床

結核の患者を入院させるための病床

④ 療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

※介護療養病床

療養病床のうち、介護保険法に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

⑤ 一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

⑥ 経過的古その他の病床

旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成15年8月までの経過措置）

⑦ 経過的古療養型病床群

「経過的古その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院する一群の病床（平成15年8月までの経過措置）

⑧ その他の病床等

療養病床、一般病床及び経過的古その他の病床（経過的古療養型病床群を含む。）

⑨ 一般病床等

一般病床及び経過的古療養型病床群を除く経過的古その他の病床

⑩ 療養病床等

療養病床及び経過的古療養型病床群

(4) 開設者

- ① 国 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他（国の機関）
- ② 公的医療機関 都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
- ③ 社会保険関係団体 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
- ④ 医療法人
- ⑤ 個人
- ⑥ その他 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

(5) 在院患者

毎日24時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

(6) 新入院患者・退院患者

新たに入院した患者・退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(7) 外来患者

新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が二つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(8) 1日平均在院患者数

$$\text{1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数（※平成22年は365日）}}$$

(9) 1日平均外来患者数

$$\text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数（※平成22年は365日）}}$$

(10) 病床利用率

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{（月間日数} \times \text{月末病床数）の1月～12月の合計}} \times 100$$

(11) 平均在院日数

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1 / 2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床等については、次式による。

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1 / 2 \times \left[\begin{array}{l} \text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} \\ \text{病床から移された患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} \\ \text{病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

(12) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(13) 常勤換算

非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{非常勤者の1週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている1週間の勤務時間}}$$

第5章 医師・歯科医師・薬剤師調査

1 調査の目的

医師、歯科医師、薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和57年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施している。

2 調査の対象及び客体

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とした。

3 調査の期日

平成22年12月31日現在

4 調査の事項

- (1)住所 (2)性 (3)生年月日 (4)登録年月日 (5)業務の種別 (6)主たる業務内容（薬剤師を除く。）
- (7)従事先の所在地 (8)従事する診療科名（薬剤師を除く。）
- (9)取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名（医師のみ）等

5 調査の方法及び系統

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を、保健所でとりまとめ厚生労働大臣に提出する。



6 用語の説明

- (1) 病院
医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。
- (2) 医育機関附属の病院
学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関に付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。
- (3) 診療所
医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
- (4) 介護老人保健施設
介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であつて、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

第6章 衛生行政報告例

1 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

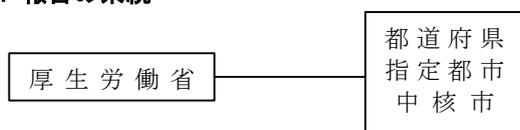
2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

年度報及び隔年報にわかれ、年度中・年度末又は年末現在の状況について報告する。
(年度報については平成8年まで年報として報告を求めていた。)

4 報告の系統



5 用語の説明

- (1) 精神障害者措置入院
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第29条に規定される入院形態で、一般人からの申請や警察官からの通報等に基づき指定医が診察を行った結果、入院させなければ自傷他害の恐れがあると認められる精神障害者を、都道府県知事が入院させることができる制度
- (2) 特定給食施設
特定多数人に対して、通例として継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設
- (3) 地方衛生研究所
都道府県と一部の市に設置されている公衆衛生に関する調査研究、試験検査及び公衆衛生情報の解析を主な業務とする中核的試験研究機関
- (4) 特定建築物興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるもの
- (5) 埋葬
死体（妊娠4ヶ月以上の死胎を含む）を土中に葬ること
- (6) 興行場
映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設
- (7) クリーニング所
洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設
- (8) 旅館業
ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業及び下宿営業をいう
- (9) 薬局
薬剤師が常駐して、市販の医薬品を販売するとともに調剤室を備え、処方せんに基づき調剤を行う場所
- (10) 不妊手術
生殖線を除去することになしに、生殖を不能にする手術
- (11) 人工妊娠中絶
胎児が、母体外において、生命を存続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出すること
※(11)不妊手術及び(12)人工妊娠中絶については、平成13年度まで「母体保護統計」（1月1日から12月31日までの年報）として個別に実施していたが、平成14年度からは「衛生行政報告例」に統合され、年度報となった。

第7章 地域保健・健康増進事業報告（地域保健・老人保健事業報告）

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が報告対象となったため、平成20年度より報告名を「地域保健・老人保健事業報告」から「地域保健・健康増進事業報告」と改めた。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村を対象とする。

3 報告の種類

年度報

4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）
健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診 等

5 報告の系統

